

規制シート(様式)

190195101610001

平成28年12月22日

規制の名称	港湾運送事業の許可	所管府省	国土交通省
根拠法令等	港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	港湾局港湾経済課長 片山 敏宏
規制目的	港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。		
規制内容の概要	港湾運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	事業参入については、需給調整に基づく免許制から許可制へ変更(平成18年法改正) 運賃・料金制度については、認可制から届出制へ変更(平成18年法改正)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	海上輸送と陸上輸送の結節点である港湾において貨物への積み込み等を行う港湾運送は、我が国における経済活動や国民生活を維持していく上で極めて重要な役割を果たしていることから、今後も、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の安定化及び健全な発達を図っていくため、当該制度を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		